

## 17. 介護・医療関連情報の「見える化」の推進について

### (1) 目的

高齢化が一段と進む2025年に向け地域包括ケアシステムの構築を目指しており、都道府県・保険者が長期的な視点を持って、地域包括ケアシステムの構築に取り組むことが必要である。

今後、地域包括ケアシステムの実現に向けて、都道府県・保険者が着実に計画を実行するためには、介護保険事業の現状分析に基づいて実行状況を随時検証し、必要な施策を検討する必要がある。

これまで、現状分析を支援するためのツールとしては介護政策評価支援システムがあった。この機能を統合した上で、保険者に対して全国比較等の結果を「見える化」し、直感的に分析可能とすること、分析で把握される同様の課題を抱える保険者等において取り組まれている施策等についての情報提供をすることにより、従来以上に保険者の介護保険事業運営を総合的に支援することが可能になる。

このようなことから、各地方自治体が行う、それぞれの地域の特性にあった地域包括ケアシステム構築に向けて、有益な情報を国民も含めて広く共有（＝「見える化」）することによって総合的な支援を推進する。

### (2) 平成 25 年度の試行的「見える化」事業について

今年度は、試行的「見える化」事業を実施しており、各自治体は、2月中には、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるプロトタイプシステムを利用することが可能になる。昨年末に、平成 25 年度試行的「見える化」事業の資料一式を提供しているところであり、各自治体は、資料を確認していただくとともに、第6期の介護保険事業（支援）計画の策定を含め当該システムの利活用を検討していただきたい。

### (3) 平成 26 年度以降の介護・医療関連情報の「見える化」の推進について

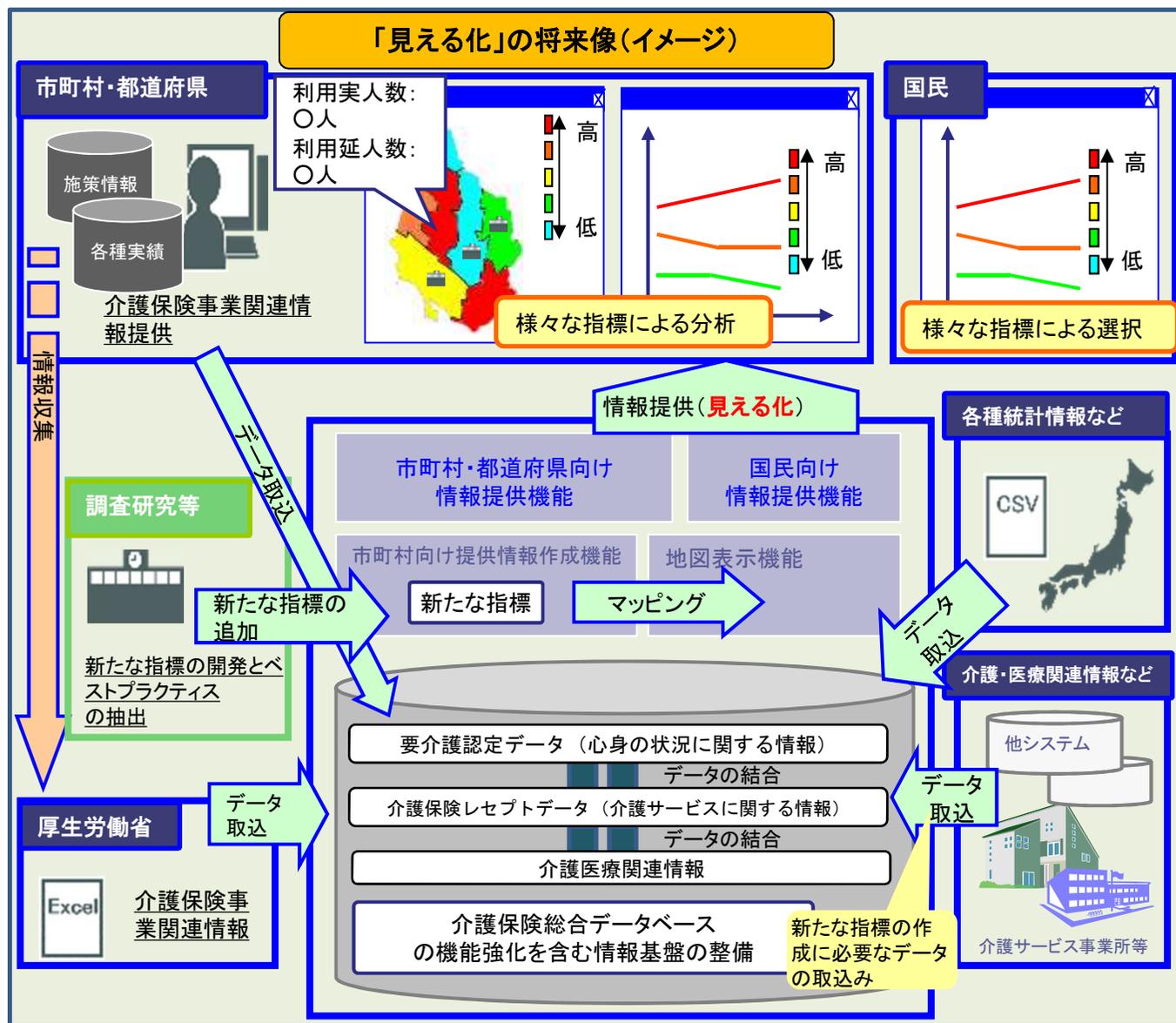
試行的「見える化」事業において構築したプロトタイプシステムは、平成 26 年度についても引き続き運用を行う予定である。日常生活圏域ニーズ調査結果情報を送信する保険者については、平成 26 年 6 月頃までを目途に送信をお願いする。

また、来年度以降、国民も含めて広く共有できるように、システムの構築等を推進することとしており、事業内容をさらに具体化した上で、適宜情報提供してまいりたい。

# 介護・医療関連情報の 「見える化」の推進について

# 介護・医療関連情報の「見える化」の推進

地域包括ケアシステムの構築に向けて、国民・地方自治体にとって有益な情報を利活用しやすいように、介護・医療関連情報の「見える化」を推進



**現状及び課題**

- 地域の特性にあった地域包括ケアシステムを構築するためには、各地方自治体が、それぞれの特徴や課題を客観的に把握する必要がある
- 他方で、地方自治体の職員に十分に認識されていない
- また、介護サービスの質の向上に向けて具体的な評価手法の確立が求められている

**課題解決策**

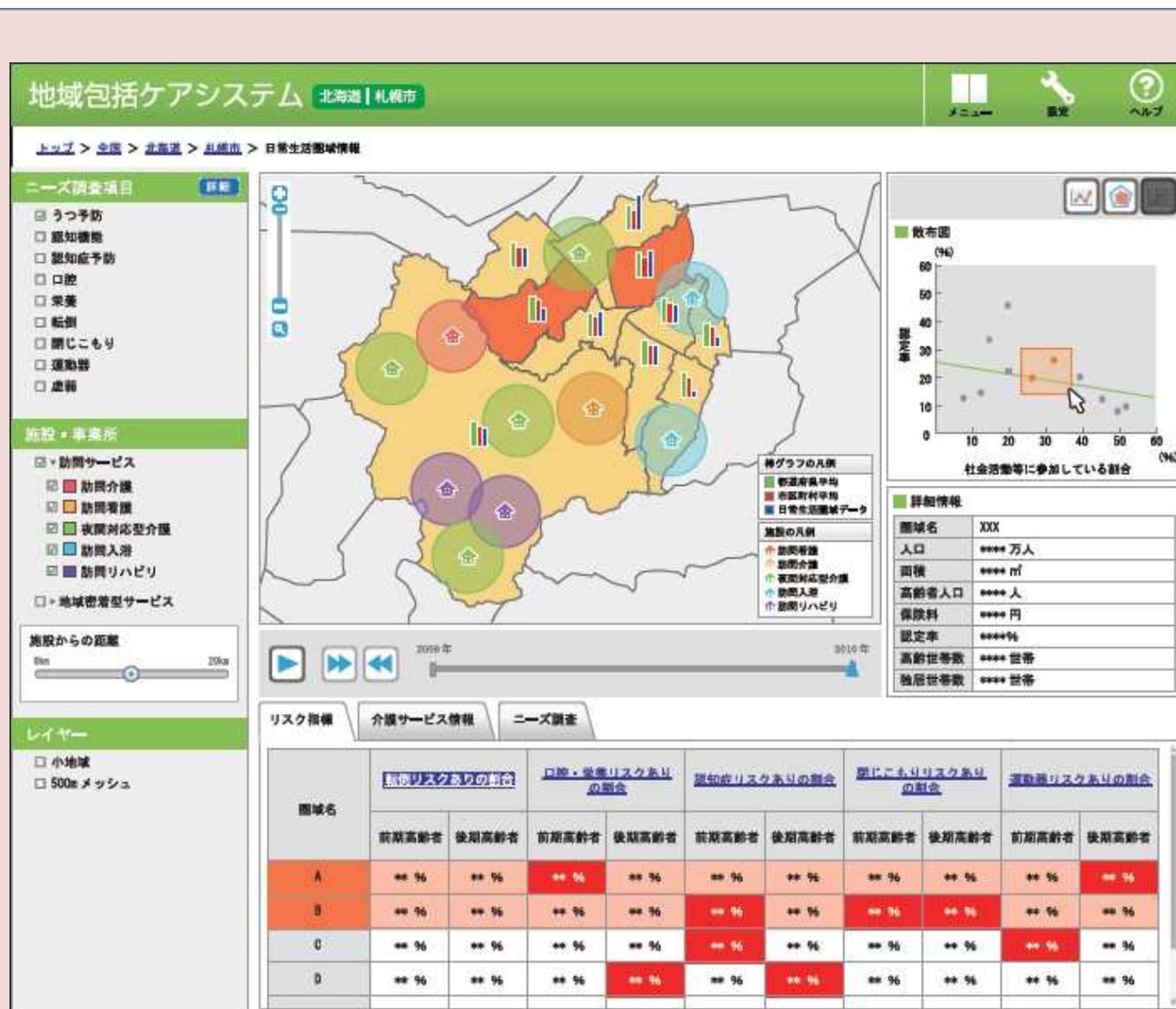
- 国民・地方自治体に有益な情報を提供(=「見える化」)するために、介護保険総合データベースを活用し、以下のような取組を行う。
  - ① 様々な情報を取り込めるように、介護保険総合データベースの機能強化を含む情報基盤の整備を行う
  - ② 調査研究等を通じて、新たな指標の開発等、情報発信する内容の質の向上に取り組む
  - ③ 国民・地方自治体にとって、安心して、利用しやすい、情報提供手法を構築する

**将来像及び効果**

- 地方自治体が、それぞれの地域の特性にあった、地域包括ケアシステムを構築する
- 国民が、介護サービスの質の評価に基づいて、適切な介護サービスを選択できるように情報基盤を構築する



# 平成25年度の試行的「見える化」事業について（イメージ②）

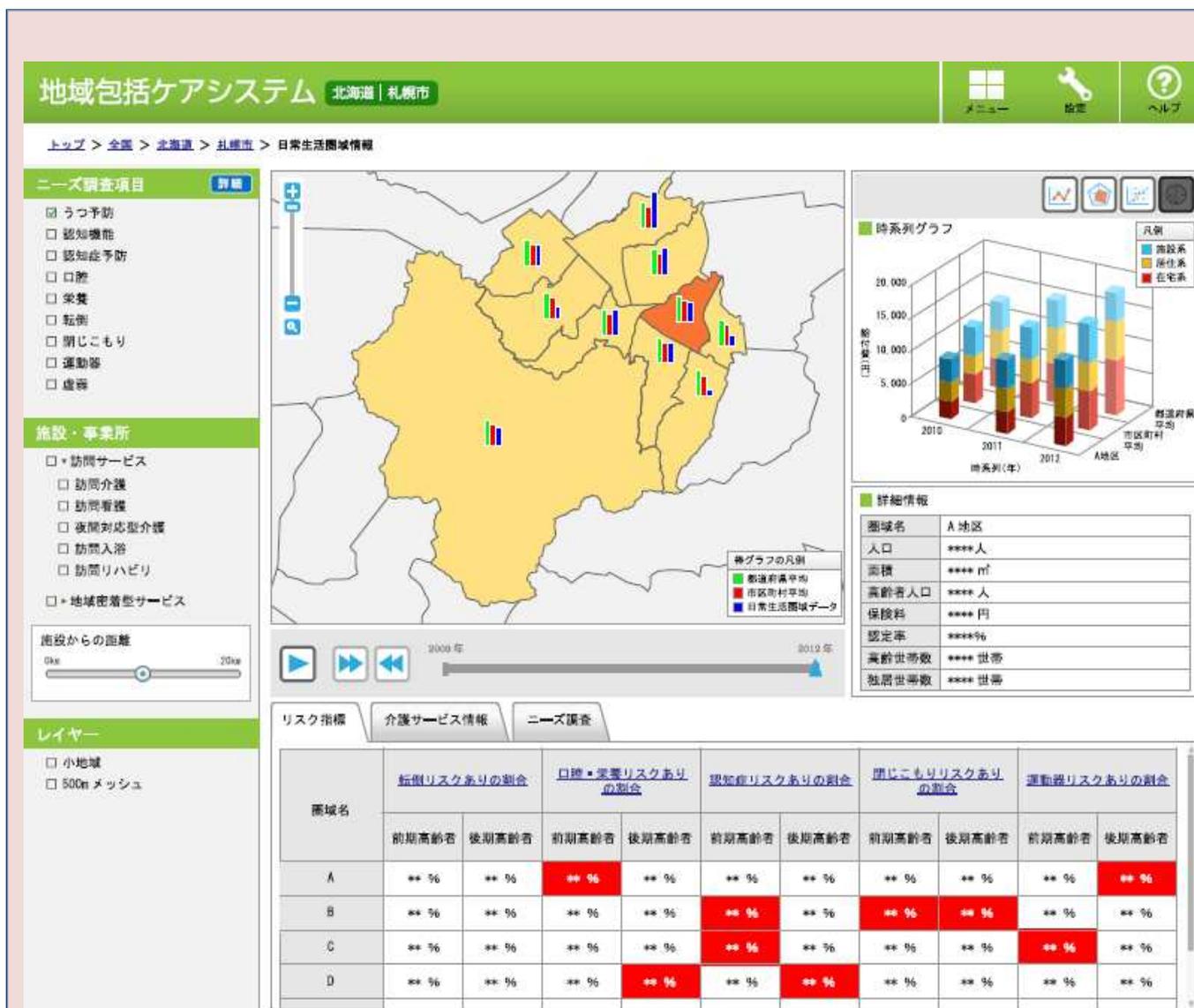


○日常生活圏域ニーズ調査の結果を提供いただく自治体については、介護保険総合データベース及び各種公的統計情報を活用し、「見える化」を行う。

○これにより、自治体内の圏域間比較だけでなく、全国等と圏域間比較を可能とし、より詳細な分析を可能とする。

○介護保険総合データベース及び各種公的統計情報を活用することで、日常生活圏域内の高齢者のリスク特性とサービス基盤との関係性等、従来困難であった分析を容易に可能とする。

# 平成25年度の試行的「見える化」事業について（イメージ③）

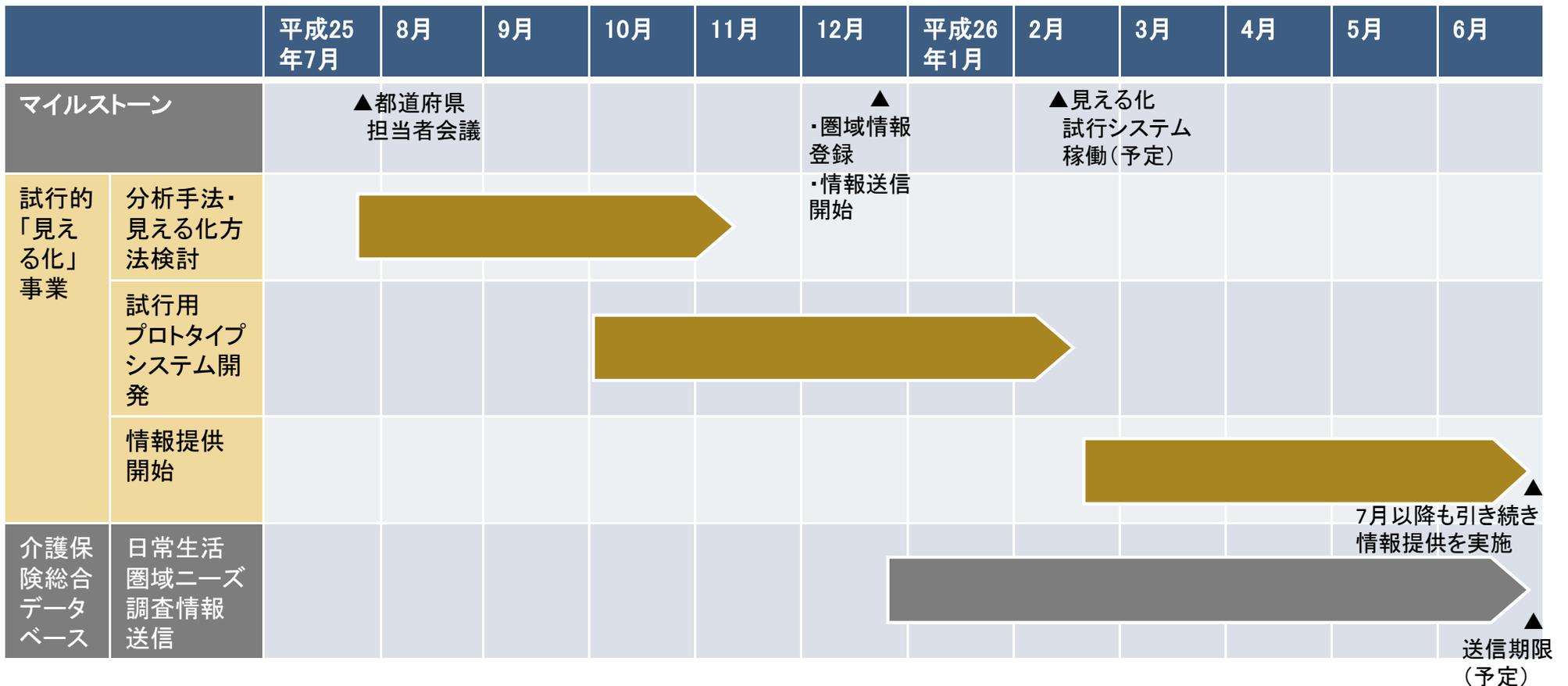


○月次で更新される介護保険総合データベースの情報を利用した集計については、時系列の変化も「見える化」することで、自治体が実施する分析に「過去のトレンド」の視点を加えることが容易になる。

○時系列変化の「見える化」は都道府県、市区町村単位だけでなく、日常生活圏域単位での集計も行う予定であり、従来困難であった日常生活圏域単位での時系列を考慮した給付分析も容易に可能とする。

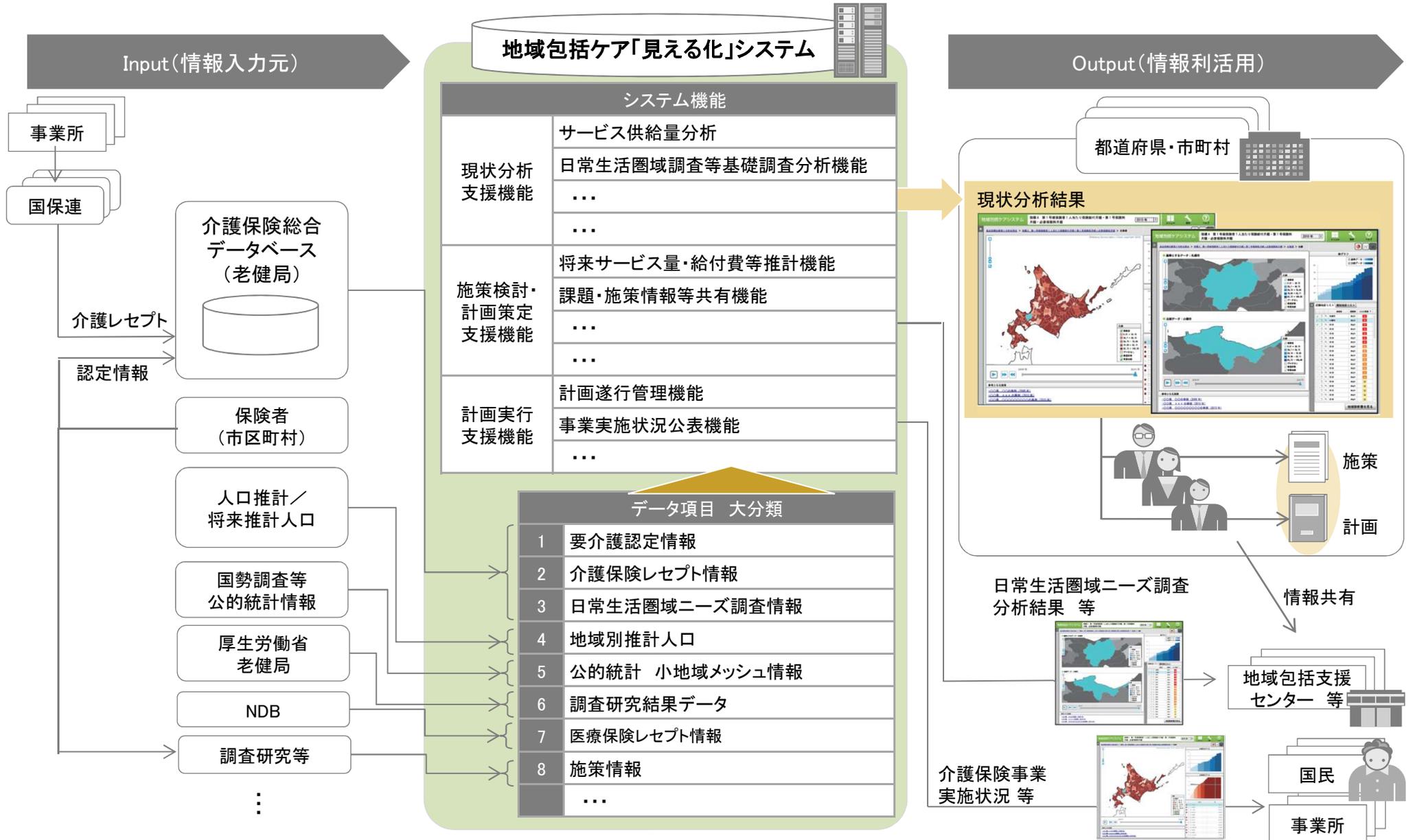
# 試行的「見える化」事業のスケジュール

- ✓ 平成25年度「見える化」事業は、試行用のプロトタイプシステムを開発・運用し、年度内を目途に試行的に保険者向けの情報提供を開始する。
- ✓ プロトタイプシステムは平成26年度についても引き続き運用を行う予定である。日常生活圏域ニーズ調査結果情報を送信する保険者については、平成26年6月頃までを目途に送信をお願いする。



# 平成26年度以降の介護・医療関連情報の「見える化」の推進（イメージ）

地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・二次医療圏・老人福祉圏・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように、介護・医療関連情報を、国民も含めて広く共有（「見える化」）するためのシステムの構築等を推進する



## 18. 平成26年度介護報酬改定の概要について

### (1) これまでの経緯と改定の概要

平成26年4月に予定されている消費税率8%への引上げに伴う介護保険サービスに関する消費税の取扱い等については、社会保障審議会介護給付費分科会等において検討が行われてきたところ。

審議の結果、平成26年度の介護報酬改定は、消費税率8%への引上げに伴って介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填するため、以下のとおり対応を行うこととされた(改定率0.63%)。

各自治体におかれては、今後の介護報酬に係る告示改正等に御留意の上、適切に対応頂きたい。

#### ①介護報酬における対応

- ・ 消費税引上げに伴う影響分に対応するため、各サービスの課税割合に応じた介護報酬への上乗せを行う。
- ・ 上乗せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算についても、上乗せを行う。

#### ②基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額

- ・ 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- ・ 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- ・ 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- ・ なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

### (2) その他

区分支給限度基準額の引上げに伴うシステム改修については、平成25年度補正予算(案)に当該経費を計上(国負担割合1/2)したところである。

今後の国会での予算審議の状況を踏まえつつ、後日、本事業の実施要綱及び国庫補助予定額(基準額)の内示等を速やかにお知らせする予定である。

平成26年度介護報酬改定の概要  
(介護保険サービスに関する消費税率8%への引上げ時の対応)

**I. 改定率について**

- 平成26年度の介護報酬改定は、本年4月1日に予定されている消費税率8%引上げに伴い、介護サービス施設・事業所に実質的な負担が生じないように、消費税対応分を補填する必要がある。

このため、0.63%の介護報酬改定を行うものである。

**II. 介護報酬における対応**

- 上乘せの方法としては、基本単位数への上乗せを基本としつつ、消費税負担が相当程度見込まれる加算があれば、それらにも上乘せを行う。
- 具体的な算出に当たっては、「平成25年度介護事業経営概況調査」の結果等により施設・事業所の課税割合を適切に把握した上で、消費税率引上げに伴う影響分について必要な手当を行う。
- 基本単位数への上乗せ率は、各サービスの課税割合に税率引上げ分を乗じて算出する。
- 加算の取扱いについては、基本単位数に対する割合で設定されている加算、福祉用具貸与に係る加算の上乗せ対応は行わない。
- その他の加算のうち、課税費用の割合が大きいものについては、基本単位数への上乗せ率と同様に課税費用に係る上乘せ対応を行う。  
また、課税費用の割合が小さいものなど、個別に上乘せ分を算出して対応することが困難なものについては、基本単位数への上乗せに際し、これらの加算に係る消費税負担分も含めて上乘せ対応を行う。

**III. 基準費用額、特定入所者介護サービス費（居住費・食費関係）、区分支給限度基準額**

- 基準費用額については、平均的な費用の額等を勘案して定められるものであり、食費、居住費の実態を調査した結果を踏まえて据え置く。
- 利用者の負担限度額については、入所者の所得状況等を勘案して決めていることから見直さない。
- 区分支給限度基準額については、消費税引上げに伴う介護報酬への上乗せ対応を行うことにより、従前と同量のサービスを利用しているにもかかわらず、区分支給限度基準額を超える利用者が新たに生じること等から、引き上げる。
- なお、特定福祉用具販売と住宅改修に係る支給限度基準額については、当該サービス費は介護保険制度創設時から公定価格ではないこと等から、引き上げない。

## 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果について

(%)

|                          | ①給与費等<br>非課税費用<br>(収支差額<br>を含む) | ②委託費等<br>課税費用 | ③減価<br>償却費 | ②、③の<br>合計 |
|--------------------------|---------------------------------|---------------|------------|------------|
| 1 介護老人福祉施設※              | 80.3                            | 12.9          | 6.8        | 19.7       |
| 2 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※  | 83.7                            | 12.8          | 3.5        | 16.3       |
| 3 介護老人保健施設※              | 74.8                            | 19.9          | 5.2        | 25.2       |
| 4 介護療養型医療施設※             | 71.5                            | 25.0          | 3.5        | 28.5       |
| 5 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※ | 86.5                            | 12.6          | 0.9        | 13.5       |
| 6 訪問介護（介護予防を含む）          | 82.5                            | 16.4          | 1.1        | 17.5       |
| 7 訪問入浴介護（介護予防を含む）        | 76.0                            | 21.9          | 2.1        | 24.0       |
| 8 訪問看護（介護予防を含む）          | 83.6                            | 15.3          | 1.1        | 16.4       |
| 9 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）   | 72.9                            | 23.6          | 3.5        | 27.1       |
| 10 通所介護（介護予防を含む）※        | 75.5                            | 20.3          | 4.2        | 24.5       |
| 11 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※  | 79.0                            | 16.8          | 4.1        | 21.0       |
| 12 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※ | 71.3                            | 23.1          | 5.5        | 28.7       |
| 13 短期入所生活介護（介護予防を含む）※    | 82.6                            | 11.9          | 5.5        | 17.4       |
| 14 居宅介護支援                | 85.4                            | 13.2          | 1.5        | 14.6       |
| 15 福祉用具貸与（介護予防を含む）       | 50.6                            | 41.7          | 7.7        | 49.4       |
| 16 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※ | 78.1                            | 16.7          | 5.1        | 21.9       |
| 17 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※ | 77.4                            | 21.3          | 1.3        | 22.6       |
| 18 地域密着型特定施設入居者生活介護※     | 84.6                            | 13.9          | 1.5        | 15.4       |
| 全体                       | 77.9                            | 18.0          | 4.1        | 22.1       |

（注1）平成25年度介護事業経営概況調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

（注2）表に記載のないサービスについて、有効回答数が少ないこと等から類似のサービスの結果数値を用いて全体の費用割合を推計。

（注3）※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

老高発0116第1号  
老振発0116第1号  
老老発0116第1号  
平成26年 1月16日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
（公印省略）  
振興課長  
（公印省略）  
老人保健課長  
（公印省略）

消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を  
阻害する行為の是正等に関する特別措置法の遵守依頼について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、平成26年4月1日から消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を5%から8%に引き上げることとされており、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）」が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、その内容を解説した下記のガイドラインが公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、関係省庁から関係事業者等に対し下記の要請文書が発出されています。

貴職におかれましては、貴管下の老人福祉・介護事業者等に対し、消費税転嫁対策特別措置法及び下記のガイドラインが遵守されるよう適切なご指導をいただくとともに、下記の要請文書やパンフレットの周知にご協力いただきますようお願いいたします。

記

**消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン**

- [消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成25年9月10日 公正取引委員会）](#)
- [消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成25年9月10日 消費者庁）](#)
- [総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成25年9月10日 消費者庁）](#)
- [総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成25年9月10日 財務省）](#)

**関係省庁から関係事業者等への要請文書**

- [「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 11 月付 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- [「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」](#)（平成 25 年 11 月 15 日付消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）
- [「消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について」](#)（平成 25 年 12 月 27 日付障企発 1227 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び老振発 1227 第 1 号老健局振興課長通知）（別添）

**パンフレット**

- [消費税の円滑かつ適正な転嫁のために](#)（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- [中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き](#)（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

以上

障企発1227第1号  
老振発1227第1号  
平成25年12月27日

一般社団法人 日本福祉用具供給協会 御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局振興課長  
(公印省略)

### 消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があり、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
  - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

- ② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

- ③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

## 【添付資料】

### パンフレット等

- 消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

### 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

### 経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上

障企発1227第1号  
老振発1227第1号  
平成25年12月27日

日本福祉用具・生活支援用具協会 御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部企画課長  
老健局振興課長  
(公印省略)

### 消費税率の引き上げに伴う消費税等の円滑かつ適正な転嫁について

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について（平成25年10月1日閣議決定）」において、消費税率（地方消費税を含む。以下同じ。）を、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることが確認され、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が平成25年6月5日に成立し、同年10月1日から施行されました。

消費税転嫁対策特別措置法において、消費税の転嫁に係る様々な特別措置を講じていることから、添付資料のとおり、その内容を解説したガイドライン等が公正取引委員会、消費者庁、財務省から公表されるとともに、事業者が消費税転嫁に際し適切な措置を講じるよう、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁から関係事業者に対して要請文書が発出されています。

貴会におかれましては、下記の事項にご配慮の上、消費税転嫁対策特別措置法の内容及びガイドラインを遵守いただくとともに、添付のパンフレット等も活用し、傘下会員に周知いただきますようお願いいたします。

### 記

1. 消費税は、消費一般に広く負担を求める税であり、消費者がその最終的な負担者となることが予定されている間接税である。したがって、事業者は消費税を円滑かつ適正に転嫁する必要があり、今回の消費税率の引き上げに当たっては、消費税と価格との関係について十分理解されるよう、事業者及び消費者に対して、適切に説明等を行っていく必要があること。
2. 消費税の転嫁に係る基本的な考え方は、次のとおりである。
  - ① 課税事業者は、原則として本体価格に消費税率分を上乗せすることとされており、他方、免税事業者や非課税物品製造事業者（以下「免税事業者等」という。）については、仕入れに係る消費税相当分をコスト上昇要因として価格に転嫁することが予定されていること。

- ② 消費税率の引上げに際して、事業者が、必ずしも商品・サービスごとにその仕入れ等に要する経費を基準とした一律の価格引上げを行わず、値付け単位、取引慣行等の観点から、例えばある商品・サービスについては価格を据え置く反面、他の商品・サービスについては税率の引上げ幅を上回る価格引上げを行ったとしても、事業全体として税率引上げに対応する値付けとなっていれば、適正な転嫁を行っているものと考えられること。

なお、サービス内容の変更などコスト削減により価格を据え置いても不適正な転嫁とはいえないこと。

- ③ 免税事業者等が本体価格の消費税率分を消費税相当額として、別途消費者から受け取っているような事例については、消費税法等関連法令の意図するところではなく、不適正な転嫁として改める必要があること。

## 【添付資料】

### パンフレット等

- 消費税転嫁対策特別措置法が施行されました（リーフレット）
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁のために（平成 25 年 10 月 内閣官房、内閣府、公正取引委員会、消費者庁、財務省）
- 中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き（平成 25 年 10 月 中小企業庁）

### 消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン

- 消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方（平成 25 年 9 月 10 日 公正取引委員会）
- 消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外についての考え方（平成 25 年 9 月 10 日 消費者庁）
- 総額表示義務に関する特例の適用を受けるために必要となる誤認防止措置に関する考え方（平成 25 年 9 月 10 日 財務省）

### 経済産業省及び公正取引委員会、消費者庁から関係事業者への要請文書

- 「消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について」（平成 25 年 11 月付け 20131008 中第 5 号経済産業大臣及び公取第 238 号公正取引委員会委員長通知）
- 「消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置について」（平成 25 年 11 月 15 日付け消表対第 522 号消費者庁表示対策課長通知）

以上